

モバイル4G 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、モバイル4G申込書の「ご利用にあたっての注意事項」および当社パンフレット、ホームページ等で、本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

サービス提供者： 株式会社 TOKAI コミュニケーションズ
サービス名称： モバイル4G
サービス種別： BWAサービス

一定期間におけるご契約の解除のお取り扱い（初期契約解除制度）について

- モバイル4G（以下、「本サービス」）は電気通信事業法で定める初期契約解除制度の対象役務となります。
- 本サービスは、契約後発行されます「ご契約内容確認書」を受領した日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって契約の解除（初期契約解除といいます。）ができ、解除する意思と解除対象の契約を特定するために必要なお客様の情報を明記した文書を発したとき（郵便の消印日付）にその効力を生じるものとします。ただしお客様が法人または団体等で別途、覚書や見積もり等のやり取りが当社と発生する場合は、初期契約解除の権利行使はできません。
- 定められた期間に初期契約解除の申し出を行った場合、以下のお取り扱いをいたします。
 - ・当社は契約の解除に伴う損害賠償もしくは違約金の請求をすることはありません。
 - ・契約の解除があった場合に、機器を既に受け取っているとき、もしくは解除後に受け取ったときは機器代金相当額を請求させていただく場合があります。
 - ・当該契約の解除までの期間において利用者が提供を受けた電気通信役務に対して、基本料金は日割り計算での請求となります。また、利用料・手数料についてはかかった費用を請求します。この請求する契約事務手数料は3,000円を上限とします。
 - ・本サービスの解除に伴い提供が出来なくなるオプションサービスは解除されます。この、オプションサービスの基本料金は日割り計算での請求とし、利用料・手数料が発生している場合は基本料金に加えて請求します。
 - ・利用料は実際に発生した費用を請求します。
 - ・手数料の請求額は実際にかかった料金の内、総務省令で定める上限額（契約事務手数料3,000円）までとします。
 - ・既に当社が金銭等を受領しており、それが初期契約解除に関連して当社が請求する金額を越えている場合、その差額をお客様に返還します。
 - ・初期契約解除された時点でお客様が受け取っていない特典・割引については、提供を受けることができません。また、機器代金の分割払いを希望されていた場合でも、初期契約解除される前にお支払いいただいた分の機器代金を総額から除いた額を一括で請求します。
- 当社並びに当社の代理店等が初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたことによりお客様が誤認し、また威迫したことにより困惑して初期契約解除を行わなかった場合、当社から初期契約解除の取り扱いについて記載された書面を交付し、お客様がその書面を受領した日から起算して8日以内に文書を発すれば、契約を初期契約解除できるものとします。

通信速度の制御実施について

- モバイル4G ご利用にあたっての注意事項に記載されている通信速度の制御実施については、2016年4月27日より廃止されました。
 - ・通信品質およびネットワークの公平性確保のために、パケット定額サービスに加入し、一定期間に大量の通信をご利用される一部のお客様に対して、通信速度の制御を実施する場合があります。なお、通信の切断は行いません。
 - ※実施条件：直近3日間（当日は含まない）のパケット通信料が839万パケット（約1GB）以上の場合
 - ※実施期間：当日6時から翌6時まで

モバイル4Gに関する当社のお問い合わせ先

<サービスに関するお手続き>

@T C O M（アットティーコム）カスタマーセンター インフォメーション窓口：0120-805633（通話料無料）

※受付時間：9:00～20:00 ※年間数日のお休みをいただきます。

取次店

--